



未熟児養育医療給付申請に必要な書類等について

出生日より30日以内に申請手続きをお願いします。

なお、申請にお越しいただく際は、お手数ですが事前にお電話にてご連絡をお願いします。

チェック欄

記入して提出するもの

- 養育医療給付申請書：記入例を参照
- 世帯調書：記入例を参照
- 委任状：申請者が自筆したもの
- 同意書：同意者それぞれが自筆したもの
- 遅延理由書：申請が出生から30日を超過した場合のみ

チェック欄

持参するもの

- 養育医療意見書：主治医が記入したもの
- 子ども医療証：市役所国保年金課で手続きをお願いします
- 赤ちゃんの健康保険の資格がわかるもので次のいずれか1つ
「資格情報のお知らせ」「資格確認書」「マイナポータルからダウンロードした資格情報画面」
- 母子健康手帳：子育て支援課にてコピーをします
- 前年分または最新の市町村民税額を証明する書類(下記※1、2、3)

区分	必要書類
生活保護を受けている方	生活保護受給者証明書
上記以外の方	市町村民税課税証明書または非課税証明書(※診療開始日によって、課税証明書の年度が変わりますのでご注意ください。) ●診療開始日が令和7年4月1日～令和7年6月30日 令和6年度の課税証明書(令和6年1月1日時点の住所地で取得) ●診療開始日が令和7年7月1日～令和8年6月30日 令和7年度の課税証明書(令和7年1月1日時点の住所地で取得) ※1「市町村民税の所得割の課税標準額」と「市町村民税の調整控除額」が記載がない場合は、市町村の証明発行窓口で下記の書類をご提示ください。 別紙「未熟児養育医療の自己負担金の決定に係る課税証明書(補足)」 ※2診療を開始する年の1月1日以前から太宰府市に住民票がある方：申請者の同意書の提出がある場合は、提出の必要はありません。ただし、収入の申告がされていないことが判明した場合、別途申告をお願いすることがあります。 ※3叔父・叔母を除く、生計を同一にする方全員分が必要です。

[注意事項]

- ★**自己負担金**について…養育医療には自己負担金が発生しますが、子ども医療証の手続きを期限内にされた場合は、自己負担金を子ども医療で負担しますので実質的な負担はありません。ただし、子ども医療の手続きが遅れた場合などは、自己負担金が発生することがあります。
- ★養育医療では医療費を負担しますが、保険適用外の費用は自己負担となります。
(給付対象外の費用：(例)衣類代、おむつ代、差額ベッド代など)
- ★内容に変更が生じた場合は、届出が必要です。
(養育医療給付を中止する必要がある場合、健康保険の変更、扶養義務者等の変更、転院する場合、養育医療券を紛失・破損した場合)

❖お問い合わせ❖

太宰府市子育て支援課(子育て支援センター) ☎(092) 555-6781